

令和8年度 石州瓦産業新事業創出支援事業費補助金公募要領

1. 補助金の概要

石州瓦工業組合または石州瓦協力会に加盟する製造事業者が取り組む石州瓦製造設備や技術等を活用した新規事業の創出に要する経費に対し補助金を交付することにより、経営基盤強化及び事業継続に向けた取組の支援を行います。

2. 補助対象となる企業

- (1) 石州瓦工業組合或いは石州瓦協力会に加盟する県内中小企業者
- (2) 前項のうち、石州瓦や白地、釉薬の製造や機械金属加工を行っている者

3. 補助対象となる事業

- (1) 石州瓦製造に係る設備や技術を活用した、石州瓦製造以外の新たな事業参入を目的とした取組

※例：焼成炉等の排熱を活用した水産養殖事業

- (2) 他社や他地域での先進的な取組の視察等に係る職員旅費や、事業を円滑に進めるために必要な助言指導を行う専門家の活用経費

- (3) 補助対象期間は交付決定から令和9年1月31日まで
(補助対象期間の延長はできません。)

※以下の経費は対象外です。

- ・消費税及び地方消費税
- ・過去にこの補助金で採択した事業と同一の取組を行う事業
- ・石州瓦製造に係る設備や技術を活用しない新事業
- ・既に業として参入されている既存事業の拡大に係る事業
(例：既存商品のラインナップ拡大のための市場調査に係る経費)
- ・職員の日当

4. 補助金の制限

- (1) 同一年度内における補助金の交付は1回までとします(1事業者につき1回のみ申請可能)。ただし、1つの申請で補助金額上限内であれば複数事業を併せて提出することが可能です。

※例：焼成炉の排熱を活用した水産養殖事業及び室内用多孔質セラミック壁材の開発

- (2) 島根県による補助金交付決定後から要した経費が補助対象経費となります。

5. 公募期間

令和8年4月1日から令和8年7月31日まで。

今年度は、複数回締切を設け、各回で一括して審査を行います。

申請数と予算の状況によっては、交付決定額が減額されたり、公募を打ち切ったりする可能性があります。

1次公募：令和8年5月29日（金） 17：00 必着

2次公募：令和8年7月31日（金） 17：00 必着

6. 申請の方法 令和7年度と取扱いが異なるため、留意ください

(1) 補助金交付金要綱、申請様式等については、当県ホームページからダウンロード可能です。申請書提出先は裏面に記載のメールアドレスに送付ください。

(2) 申請時の提出物は次のとおりです。

①補助金交付申請書（様式第1号及び別紙1）

※スケジュールの始期は6月以降としてください。

②見積書（単価10万円以上の場合）

※1契約あたり100万円以上（税抜）の場合、2者以上の相見積又は選定理由書が必要です。

※見積書が徴取困難な経費については、取り扱いを相談願います。

③単価を確認できる資料（単価10万円未満の場合）

※旅費については、石州瓦工業組合が定める「石州瓦工業組合員出張旅費の補助に係る要綱」を準用し、積算願います。

④支払先口座確認資料（通帳の写し等…口座（カナ）名義、口座番号が記載された頁）

⑤直近2期分の決算書類

⑥県税の納税証明書

（県が課税する全税目に未納税額のない証明。3ヶ月以内発行、写しも可）

7. 交付の決定

公募期間終了後に開催する審査会にて交付を決定します。

今年度はプレゼンによる審査は行いませんが、事務局より事業内容をお伺いしたり、WEB会議システムを活用して事業内容の説明をお願いしたりする場合がありますので、予めご承知おきください。

8. 申請の流れ



